4　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

（勤務体制の確保等）

第二百十三条の十一　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（準用）

第二百十三条の十二　第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十条、第九十二条、第百七十条の二、第二百十条の二から第二百十条の六まで、第二百十一条、第二百十一条の二及び第二百十二条の二から第二百十二条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百十三条の十二において準用する第二百十条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百十三条の十二において準用する第二百十条の四第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十三条の十二において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十三条の十二において準用する第五十三条の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百十三条の十二において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百十三条の十二において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百十三条の十二」と、第九十二条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百十三条の十二において準用する第二百十二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第二百十一条第三項中「当該指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第十六章を次のように改める。

第十六章　削除

第二百十七条及び第二百十八条　削除

附則第四条第一項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第七条第一項各号列記以外の部分中「、第百四十条第一項（第二百十条において準用する場合を含む。）」を「、第二百十条第一項（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）」に改め、同項第一号中「指定共同生活介護又は指定共同生活援助（以下「指定共同生活介護等」という。）」を「指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）」に、「指定共同生活援助等」に改め、同条第二項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「、第百四十条第一項（第二百十条において準用する場合を含む。）」を「、第二百十条第一項（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）」に、「当該共同生活介護」を「当該共同生活援助」に改め、同条第三項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第百四十条第二項から第七項まで（第二百十条において準用する場合を含む。）」を「第二百十条第二項から第九項まで（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）」に、「第百四十条第二項中」を「第二百十条第二項中」に改める。

附則第八条の見出し中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改め、同条中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改め、同条中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改める。

附則第九条の見出し中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改め、同条中「指定共同生活介護事業所若しくは」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に「若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加える。

附則第十条の見出し中「共同生活介護計画」を「共同生活援助計画」に改め、同条中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、「第百五十四条又は」を削り、「第二百十三条」の下に「又は第二百十三条の十二」を加える。

附則第十一条中「指定共同生活介護等」を「指定共同生活援助等」に改める。

附則第十二条中「指定共同生活援助事業者（」を「指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」という。）」に、「第百四十条第一項（第二百十条において準用する場合を含む。）」を「第二百十条第一項（第二百十三条の六において準用する場合を含む。）」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に改める。

附則第十三条（見出しを含む。）中「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活援助の事業」を「指定共同生活援助の事業等」に、「第百三十八条第一項第二号」を「第二百八条第一項第二号」に改める。

附則第十四条の見出し中「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に改め、同条第一項中「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護の事業」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助の事業」に、「第百五十四条」を「第二百十三条」に、「第百四十七条第三項」を「第二百十一条第三項」に改め、同条第二項中「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「第百五十四条」を「第二百十三条」に、「第百四十六条各号」を「第二百十条の六各号」に改める。

附則第十五条から附則第十七条までを次のように改める。

附則第十五条から附則第十七条まで　削除

附則第十八条中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者等」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「、第百四十条第六項及び第七項（これらの規定を第二百十条において準用する場合を含む。）」を「、第二百十条第七項及び第八項（これらの規定を第二百十三条の六において準用する場合を含む。）」に改める。